

関係者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課長

(公 印 省 略)

直結増圧式給水設計施行基準の一部改正及び
増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準の制定につ
いてのお知らせ

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、〔直結給水の普及促進〕の一環として、このたび標記の「直結増圧式給水設計施行基準」の一部改正及び「増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準」の制定を行いましたのでお知らせします。ご理解のほどよろしく申し上げます。

なお、災害時や緊急断水時にも水の確保が必要な病院など一部の施設では、適用できませんのでご了解ください。

【 直結増圧式給水設計施行基準の一部改正の概要 】

適用口径の範囲を「給水管口径 75mmまで」に広げました。また、配水管の最少動水圧の基準値を 0.15 MPa に引き下げたので、水圧・水量ほか一定条件を満たしている場合は、直結増圧式給水が可能となりました。

【 増圧猶予特例基準の概要 】

4階建て及び5階建ての建物に限って、配水管の水圧が一定値以上あり、かつ周辺への給水に影響が無い場合には、増圧装置の設置を猶予することができる特例の基準です。

・**対象となる建物** : 直結増圧式給水が可能な建物のうち、4階建てもしくは5階建ての建物

※ 給水装置の最高水栓の階数ではなく、建物自体の階数で判定します

※ 5階建ての屋上に給湯器等の給水用具を設置する場合は、屋上を6階部とみなすため、特例直結直圧式の対象外になります。(4階建ての屋上の場

合は、屋上を5階部とみなします。)

・ **設計水圧** : 以下の表のとおり

建築物の階数	最少動水圧	設計水圧
4階建て	0.25MPa以上	0.25MPa
5階建て	0.30MPa以上	0.30MPa

・ **適用対象口径** : 給水管口径75mmまで(増圧基準と同じ)

・ **メーターバイパスユニット** : 必須(増圧基準と同じ)

・ **水道直結式スプリンクラー設備** : 4階天井・5階天井への設置は不可
(水道連結型水槽式スプリンクラー設備を設置すること)

・ **事前協議** : 1申請毎に『事前協議による可否判断』を行う。

【運用開始日】 **平成25年4月1日 施行**

事前協議には、鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者を通じて現場調査等のうえ申請していただく必要がありますので、指定工事事業者にご依頼ください。

【問い合わせ先】 給排水設備課

北部審査係 : TEL 099-213-8524

南部審査係 : TEL 099-213-8523